

# 自然災害時における対応規程

愛媛県立今治西高等学校

- 1 登校前において、松山地方気象台から「特別警報」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」が、今治市に発令されている場合は、生徒は登校準備をして「自宅待機」をする。
- 2 今治市以外に「特別警報」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発令されている場合でも、そこに居住する生徒は同様に「自宅待機」とする。
- 3 上記の警報が、正午までに解除された場合は、授業の準備をし、安全に十分配慮し登校する。
- 4 上記の警報が、正午までに解除されない場合は、自宅で学習する。
- 5 JR及びバス等公共の交通機関を利用している生徒は、午前11時までに交通機関が利用できない場合は、自宅で学習する。
- 6 「特別警報」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」以外の「警報」及び各種の「注意報」が発令されている場合は、生徒は安全に配慮して登校する。
- 7 登校は上記により判断し、原則として学校への電話による問合せはしないこと。
- 8 登下校にやむを得ず保護者運転の自動車等を利用する場合、学校正門・北門の周辺で交通渋滞が生じ、一般市民からの苦情が絶えないので、学校正門・北門周辺では絶対に車の乗り降りをせず、必ず、バイパスや海禅寺通りなど幅広い道路で車の乗り降りをすること。また、友人同士が乗り合わせるなどして車の台数をできるだけ少なくすること。
- 9 自然災害の影響によって生じた授業時間の不足については、何らかの方法で補充をする。